

# 電気料金種別定義書

## 【エイチエナジーD プラン】

株式会社 SEILAN

## 目次

1. 実施期日 .....	2
2. 定義 .....	2
3. 適用条件 .....	2
4. 電気料金 .....	3
5. 契約容量の変更 .....	3
6. 本定義書の変更および廃止.....	3
<b>別表 .....</b>	<b>4</b>
1. 電気料金 .....	4
2. 燃料費調整 .....	4

電気料金種別定義書【エイチエナジーD プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、沖縄、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

## 1. 実施期日

「本定義書」は、2025年4月1日より実施します。

## 2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## 3. 適用条件

### （1）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、当社との契約時または設備変更の申出時の①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるもの、または②契約電流が60アンペアより大きいものに適用いたします。

### （2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### （3）契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

#### 【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧ボルト(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合

は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

- ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10 を契約容量の値とします。
- ハ なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### 4. 電気料金

(1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額、および別表 3（供給運営管理費）により算定された供給運営管理費を加えたものとします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

#### 5. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

#### 6. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給

約款の変更) (2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

#### (1) エイチエナジー（従量）

電力エリア	最低月額料金（税込）	従量料金単価
北海道電力管内	1キロボルトアンペアにつき 281.82 円	41.64 円
東北電力管内	1キロボルトアンペアにつき 258.72 円	36.37 円
東京電力管内	1キロボルトアンペアにつき 249.40 円	36.40 円
中部電力管内	1キロボルトアンペアにつき 224.80 円	25.67 円
北陸電力管内	1キロボルトアンペアにつき 242.00 円	34.75 円
関西電力管内	1契約あたり 365.81 円	21.02 円
中国電力管内	1契約あたり 531.78 円	39.43 円
四国電力管内	1契約あたり 466.82 円	37.27 円
関西電力管内	1キロボルトアンペアにつき 357.77 円	21.02 円
中国電力管内	1キロボルトアンペアにつき 447.97 円	36.15 円
四国電力管内	1キロボルトアンペアにつき 397.10 円	32.78 円
九州電力管内	1キロボルトアンペアにつき 252.99 円	23.97 円

#### (2) エイチエナジー（動力）

電力エリア	最低月額料金（税込）	従量料金単価 (夏季)	従量料金単価 (その他季)
北海道電力管内	1キロワットにつき 1240.07 円	28.71 円	28.71 円
東北電力管内	1キロワットにつき 1170.80 円	27.09 円	25.64 円
東京電力管内	1キロワットにつき 988.25 円	27.14 円	25.57 円
中部電力管内	1キロワットにつき 1083.74 円	16.84 円	15.29 円
北陸電力管内	1キロワットにつき 1103.85 円	26.12 円	25.06 円
関西電力管内	1キロワットにつき 1019.44 円	14.35 円	12.86 円
中国電力管内	1キロワットにつき 1047.53 円	26.80 円	25.51 円
四国電力管内	1キロワットにつき 1065.34 円	25.97 円	24.53 円
九州電力管内	1キロワットにつき 920.91 円	17.40 円	15.71 円

### 2. 燃料費調整

日本卸電力取引所(JEPX)の市場価格に応じて毎月算出します。

・具体的な算出方法

- ① 調整費：JEPX エリアプライス月間平均値が基準値を上回る（下回る）場合、月間平均値と基準値との差分を調整費として請求（還元）するものとする。
- ② 基準値：加算基準値 13 円、還元基準値 7 円とする（全エリア共通）
- ③ 平均値：n 月 15 日～n+1 月 14 日のスポット価格単純平均を n+1 月度請求に適用する
- ④ その他：通常燃調（みなし小売事業者の燃料費調整額のこと）との重複加算は行わない。通常燃調に替えて本調整費を請求するものとする。
- ⑤ JEPX エリアプライスの 31～38 コマ(15 時～19 時)の月間平均値が 100 円/kWh 以上になった場合、31～38 の各コマの平均単価に割増係数 1.5 を乗じた数値にて JEPX エリアプライス月間平均値を算出するものとする。

### 3. 制度対応費

(1) 制度対応費の算定

制度対応費は再生可能エネルギー発電促進賦課金及び容量拠出金相当額によって算定いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当社の電気供給約款（低圧）別表中 1.再生可能エネルギー発電促進賦課金のとおりといたします。

(3) 容量拠出金相当額

イ 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1 錢とし、その端数は、切り捨ていたします。

容量拠出金相当額 = 容量拠出金相当単価 × 使用電力量

容量拠出金相当単価は当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

ロ 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式及び容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。

時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

### 4. 供給運営管理費

(1) 供給運営管理費の設定

供給運営管理費は、サービス品質の向上や将来的な技術開発への投資に充当することを目的として設定いたします。

## (2) 供給運営管理費の算定

供給運営管理費は従量料金単価とし、以下の金額を適用いたします。

### エイチエナジーD プラン（電灯）

電力エリア	従量料金単価
中部電力管内	4.86 円
関西電力管内	5.29 円
九州電力管内	4.72 円

### エイチエナジーD プラン（動力）

電力エリア	従量料金単価
中部電力管内	8.0 円
関西電力管内	8.02 円
九州電力管内	6.02 円

## (3) 供給運営管理費の適用

本費用は、中部電力、関西電力、九州電力の各供給エリアにお住まいのお客様に適用いたします。その他のエリアにお住まいのお客様には適用されません。